

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 申請受付終了のお知らせ

小学校休業等対応助成金の申請受付期間は、令和5年5月31日をもって終了しました。

※制度の対象となる休暇期間は、令和5年3月31日以前に取得した特別休暇です。

4月以降は両立支援等助成金（育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例）を設けています。
詳細は厚生労働省HPでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20699.html

ただし、**やむを得ない理由があると認められる場合**（以下ⅠまたはⅡに該当する場合）は、申請期限経過後に申請することが可能です。

Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

上記ⅠまたはⅡに該当する場合の申請受付期間も、**令和5年7月31日まで（労働局へ必着）**となります。**同日を過ぎた場合には、支給対象となりません**のでご注意ください。

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請含む）については、こちらをご参照ください。なお、**窓口での相談受付は、令和5年6月30日で終了**します。

⇒「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」



事業主の皆さまへ

① **上記ⅠまたはⅡに該当する場合のみ**申請が可能です。

② **支給要件の詳細や具体的な手続き**は厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

*①雇用保険被保険者の方と、②雇用保険被保険者以外の方の2種類の様式があります。

*事業所単位ではなく**法人ごと**の申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

③ 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**まで**郵送**でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）

※令和4年11月から、東京労働局の郵送先を変更しています。東京都内に本社が所在する事業主の皆様はご注意ください。

詳細は東京労働局HP トップ>「小学校休業等対応助成金の申請書の提出方法についてご注意ください」をご確認ください。

新型コロナ 休暇支援

検索



お問い合わせはコールセンターまで

『小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター』

（フリーダイヤル）0120-876-187 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

※**コールセンターの受付は令和5年7月31日で終了**します。

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。

また、振込先、口座番号やその他の個人情報個人の方に電話などで問い合わせることはありません。